

JETRO

「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向 (全世界編 第1版)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2024年11月



目次

I.	はじめに	3	
1.	はじめに	4	
II.	各国・地域の法制度一覧	5	
1.	人権DD義務化	6	
2.	貿易管理	7	
III.	各国・地域のポイント	8	
1.	欧州（概観）	9	
2.	EU	10	
3.	英国	11	
4.	フランス	12	
5.	ドイツ	13	
6.	オランダ	14	
7.	イタリア	15	
8.	スペイン	16	
9.	ノルウェー	17	
10.	スイス	18	
11.	米国	19	
12.	カナダ	20	
13.	メキシコ	21	
14.	オーストラリア	22	

I. はじめに

1 | はじめに

- グローバルサプライチェーンの広がりに応じて、企業が国内外の自社ビジネス、サプライチェーン全体で人権尊重に取り組むことが求められている。これまでも、国際的な宣言やガイダンスに沿った企業の自主的な取り組みが奨励されてきたが、特に欧米では自主的な取り組みでは不十分との判断から、法制化によって人権デューディリジェンスを義務付ける国が増えている。
- 当該国に所在する日本企業や、現地企業と直接取引のある日本企業への影響に加えて、間接的に取引のあるサプライヤーの日本企業にもこれらを遵守することが求められてきている。こうした動きを受けて、欧米豪の主要国での法制化の動きや、法制化を受けた企業への適用・対応事例をとりまとめた。

ポイント

- 世界のビジネスと人権に関する法制化は、**人権デューディリジェンスを義務付ける動き**と、**貿易管理制度の枠組みの中で強制労働により生産された製品の輸出入を禁止する動き**に大別される。
- 前者については欧州や豪州が、後者については米国の制度が先行して導入されているが、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効を機に法制化が進む**など、依然として先進国中心ではあるが**カナダやメキシコでも、地域を超えて規制の枠組みは広がりつつある**。
- 欧州で導入される**企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）**や米国の**ウイグル強制労働防止法（UFLPA）**など、域外の企業であっても対応が迫られるインパクトの大きい法制度が導入されつつあり、日本企業にとっても、海外の法規則の内容を理解し、十分に対応できる体制を整備しておく必要がある。

II. 各国・地域の法制度一覧表

1 | 人権DD義務化

- **自主的な取り組みでは不十分との判断から、人権デューディリジェンスを法制化により義務付ける国が 欧州を中心にここ数年で増加。**カナダが2024年1月に強制労働・児童労働との闘いに関する法律を施行。

国・地域	法規制の名称	施行時期	内容
英国	2015年現代奴隷法	2015年7月	年間売上が3,600万ポンド以上の営利団体・企業に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応に関する毎年の声明公表を義務付け
フランス	親会社および発注企業の注意義務に関する法律	2017年3月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務付け
オーストラリア	2018年現代奴隷法	2019年1月	同国で事業を行う年間売上高が1億豪ドル超の企業などの事業体に対し、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査し、リスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務付け
EU	紛争鉱物資源の輸入業者に対するサプライチェーン・デューディリジェンス義務規則	デューディリジェンス義務は2021年1月適用	スズ、タンタル、タングステン、金の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンスの実施を義務付け。
ノルウェー	企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件の取り組みに関する法律	2022年7月	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、デューディリジェンスを実施し、同内容を説明、公開するとともに、情報開示要求等に対応することを義務付け
ドイツ	サプライチェーン・デューディリジェンス法	2023年1月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境リスクにさらされないようデューディリジェンスと人権報告書の作成・公表などを義務付け
スイス	紛争鉱物および児童労働に関するデューディリジェンス法	デューディリジェンス義務は2023年1月適用(2022年1月施行)	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、紛争鉱物や児童労働に関するサプライチェーン方針の策定やトレーサビリティシステムの構築等の報告作成・保持・公表を義務付け
カナダ	サプライチェーンにおける強制労働・児童労働との闘いに関する法律制定と関税率の改正法	2024年1月	一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、強制労働や児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置などを、連邦政府の所管大臣に報告することを義務付け。また、従来の強制労働による製品に加え、児童労働による製品の輸入を禁止
オランダ	児童労働注意義務法	未定(2019年10月公布)	同国市場に製品・サービスを提供・販売する企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、防止するためのデューディリジェンスを行ったことを示す声明文の提出を義務付け
EU	企業持続可能性デューディリジェンス指令(CSDDD)	2024年7月	一定の条件を満たす企業に対して、事業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す。2027年以降、大規模企業から段階的に適用開始。

(出所) 各国法制等から作成

2 | 貿易管理

- 米国では、輸入規制を強化し、**強制労働に依拠する製品を差し止める動き**も加速しており、**カナダやEUでも類似の規制導入が審議中**。日本企業を含む当該国向け輸出企業のサプライチェーン全体に影響。

分類	国・地域	法規制の名称	施行時期	内容
輸入規制		1930年関税法307条	2016年2月改正	強制労働に依拠した製品の輸入差し止め（WRO：違反商品保留命令）を可能とする
	米国	中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止する法律	2022年6月	新疆ウイグル自治区で一部でも生産・製造・採掘された製品は全て強制労働に依拠しているとの前提の下、当該製品が強制労働に依拠していない明確な証拠に基づき証明できない限り、米税関国境保護局（CBP）により輸入が差し止め
	カナダ	関税定率法	2020年7月	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）発効に合わせて関税定率法第 136 条を改正。輸入禁止品目の対象に「全体または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品」が追加
	メキシコ	強制労働生産品の輸入を禁止する経済省令	2023年5月	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に沿って、全部または一部が児童労働を含めた強制労働によって生産された製品の輸入を禁止する
	EU	強制労働製品域内流通禁止規則案	2024年3月政治合意	強制労働により生産された原材料が一部でも使用された製品をEU市場で流通させること、およびEU から域外に輸出することを全面的に禁止する包括的な内容。施行から3年後に適用開始。
輸出管理	米国	輸出管理規制（EAR）	2019年10月以降複数回にわたり追加	商務省産業安全保障局は2019年10月以降、人権侵害を根拠として中国に所在する複数の主体をエンティティ・リスト（EL）に追加。このうち、多くの主体が新疆ウイグル自治区に関連する。EL対象主体は、米国製品の（再・みなし）輸出に事前許可が必要となるが、同自治区関連で指定された主体は原則不許可の扱い
	EU	理事会規則2021/821	2021年9月適用開始	サイバーセキュリティに関連する品目の輸出における輸出者の義務を強化し、国際人権法に反する人権侵害行為への関連が疑われる場合の事前認可や、デューデリジェンスに基づき人権侵害行為への関連性を輸出者が認識していた場合の通報義務、公共の安全や人権保護の観点から強化された加盟国間の協力体制などを規定

（出所）各国法制等から作成

Ⅲ. 各国・地域のポイント

1 | 欧州（概観）

- **EU**：企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）が、2024年7月25日に施行。2027年以降、段階的に適用開始。強制労働製品域内流通禁止規則案が、2024年3月5日に政治合意。
- **英国**：2015年現代奴隷法で、奴隷労働や人身取引がない旨の声明の公表を義務付け。オンラインレジストリへの声明登録を推進し、将来的には登録義務化へ。
- **フランス**：親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）により、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・開示と同計画の実行を義務付け。
- **ドイツ**：サプライチェーン・デューディリジェンス法により、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外すべての企業が人権や環境をリスクにさらされないよう注意義務。
- **オランダ**：政府は、EUのCSDDDの内容を盛り込んだ責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案の修正案を国会に提出。2024年10月現在審議中。
- **イタリア**：企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年で、人権デューディリジェンスに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項をリストアップ。
- **スペイン**：非財務情報開示義務で、大部分の大企業に自社の人権DD情報や人権侵害に関わる苦情件数の報告を義務付け。刑法では、国外パートナーによる人権侵害罪について企業の刑事責任を規定。
- **ノルウェー**：企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）により、デューディリジェンスの実施、公表、情報開示要求への対応を義務付け。
- **スイス**：紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令が施行され、2023年1月から報告義務の適用開始。

2 | EU

- 人権デューディリジェンス（注意義務）の法制化では、2018年以降、EUレベルでも検討が進められ、**企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）が2024年7月25日に施行。2027年7月から段階的に適用。**
- **強制労働製品の域内流通を禁止する規則案**を2022年9月に発表。**2024年3月5日、政治合意。**
- 企業への情報開示要求、資源の調達、貿易管理および特惠関税制度、一部のFTAにおける持続可能な開発条項などにおいて、人権・労働権の尊重を条件として規定。

1 人権デューディリジェンスの法制化

- 一部の加盟国で先行していた人権・環境DDの法制化をEUレベルで統一するため、欧州委は2022年2月、**企業持続可能性DD指令案（CSDDD）**を発表。
- 2023年12月の政治合意後、加盟国から反対を受け、対象企業基準を大幅に引き上げた妥協案で2024年3月に合意。
- **2024年7月に施行**。2026年7月までに加盟国が国内法化、2027年7月から大規模企業から段階的に適用。

3 強制労働製品の域内流通禁止規則

- 欧州委は2022年9月、**強制労働により生産された製品のEU域内への流通、EU域外への輸出を禁止する規則案**を発表。2024年3月に政治合意。
- 禁止対象は、採掘、収穫、生産、製造等のいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品。
- 加盟国当局は、疑いのある製品の調査を実施。**事業者**にEU市場からの製品の回収・廃棄を命ずる権限。

（出所）欧州委員会等資料、ビジネス短信から作成

2 企業持続可能性報告指令（CSRD）

- 欧州委は2021年4月、非財務情報開示指令を改正し、開示対象企業の拡大とESGの影響に関する開示内容を強化する**企業持続可能性報告指令案（CSRD）**を発表。
- 2023年1月に発効、2024会計年度から段階的に適用。
- 具体的な開示基準は**欧州持続可能性報告基準（ESRS）**により規定（第1弾を2024年1月から適用）。

4 紛争鉱物資源に関する規則

- 2021年1月1日適用開始。**鉱物資源調達**で紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンス実施を義務付け。
- 今後の見直しにより、最終製品を生産する川下企業にも義務が拡大される可能性。対象鉱物も、コバルトなどが追加される可能性。

3 | 英国

- **2015年現代奴隷法**では、年間売上高が一定規模を超える営利団体・企業に対し、奴隷労働や人身取引がない旨の**声明の公表**を**義務付け**。開示義務の違反の場合は、強制執行命令の発出や、高額な罰金の可能性。
- 2021年3月には政府の**オンラインレジストリへの声明登録**を開始。将来的には登録を**義務化**する方針。

1 2015年現代奴隷法

- 現代奴隷労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的とした**2015年現代奴隷法**が2015年3月に制定。施行は同年7月末。
- 年間売上高が一定規模を超える英国で活動する営利団体・企業（日本企業も対象）に対し、**事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷制への対策について**、年次で**声明の公表**を**義務付け**。
- 開示を怠った場合は、国務大臣の要請に基づき、高等法院が「強制執行命令」を発出し、従わない場合は、上限無制限の罰金となる可能性がある。
- 2021年3月、**オンラインレジストリへの声明登録**開始。
- 2021年12月、企業向け実務ガイダンスを更新。
- 2024年4月、オンラインレジストリ制度を更新。対象団体にメール連絡し、タイムリーな声明のアップロードを促進。また、検索・概要ページを刷新。

2 対象企業

以下の基準に該当する場合、同法第54条に基づき年次報告で**声明を開示する義務**がある。

- 企業または営利団体（設立場所を問わない）
- 英国で事業の**全てまたは一部**を行っている
- 商品またはサービスを提供している
- **年間売上高が3,600万ポンド以上**であること（英国の事業が占める金額の割合を問わない）

3 企業への適用・対応事例

- 汚職や現代奴隷などの撲滅を目的としたプラットフォームTISC reportによれば、開示義務を負う企業2万5,886社のうち、9,234社は声明が確認できていない（2024年8月30日時点）。
- オンラインレジストリへの登録状況は、2022年向けの声明が9,633件、2023年向けの声明が9,259件、2024年向けの声明が262件（2024年8月26日時点）。各社の声明は**政府サイト**からダウンロード可。

4 | フランス

- 2017年3月、**親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）**により、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する**計画書の作成・開示と同計画の実施を義務付け**。
- EUのCSDDDの施行により、2026年7月までに注意義務法の改正が行われる見込み。

1 注意義務法

- 2017年、**親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）** 制定。
- フランスに拠点を持つ一定の規模の企業に対し、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する**計画書の作成・開示と同計画の実施を義務付け**。
- **対象**：①2連続会計年度終了時にフランス国内の本社および直接、間接の子会社で合計5,000人以上の従業員を雇用している企業、または、②フランス国内外の直接、間接の子会社で合計1万人以上の従業員を雇用している企業。
- **本社がフランス国外にある場合**：フランスの子会社、および（その子会社の）子会社の従業員数が要件を満たしている場合にのみ、その部分だけが対象（親会社は適用外）
- **制裁措置**：①裁判所の決定による実施（当該情報の開示・計画履行）命令と②民事損害賠償請求を規定。

2 注意義務に関する計画書の内容

- 1) リスクの特定、分析、分類・格付けのための**リスクマップ**の作成
- 2) リスクマップに関して、子会社、取引のある下請け企業やサプライヤーに対する**定期的評価**の実施方法
- 3) リスクの軽減または重大なリスク防止の適切な**アクションプラン**
- 4) 労働組合との協議により作成したリスクの存在または顕在化に関連する**警報や通報・収集制度**の確立
- 5) **実施措置のフォロー**および有効性を**評価するシステム**の盛りこみ

3 企業への適用・対応事例

- 2019年、**注意義務法遵守のためのガイダンス発行**（NGOシェルパ作成）。対象となる企業のリストおよび計画書をウェブサイトに掲載。
- 2024年6月、パリ控訴院は石油大手トタルエナジーズとフランス電力（EDF）に対し、注意義務違反としてNGOと自治体が行った**控訴を受理**。

5 | ドイツ

- 2021年、**サプライチェーン・デューディリジェンス法**が成立。一定規模以上の企業（日本企業も対象）に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外のすべての企業が人権や環境をリスクにさらされないよう注意義務を課す。
- 2023年1月施行、2024年1月から対象企業を国内の従業員数1,000人以上の企業に拡大。
- EUのCSDDDの施行により同法の改正が行われる見込み。

1 サプライチェーン・デューディリジェンス法

- 2021年6月、**サプライチェーン・デューディリジェンス法**が成立。2023年1月施行。
- 一定規模以上の企業（日本企業も対象）に対し、人権や環境をリスクにさらさないよう**注意義務**を課す。
- **対象**（第1条）：ドイツを本拠とし（ドイツでの事業活動を行うだけでなく、経営の意思決定がドイツで行われることも含む）、ドイツ国内の従業員数が1,000人以上の企業（2024年1月以降）。従業員にはドイツ国内の株式上場の関連会社の従業員も含む。
- **サプライチェーンの範囲**：**調達**（直接供給者、間接供給者、下請け業者も含む）、**生産**、**流通**（輸送、保管、小売店、またはオンラインプラットフォームなど製品が最終ユーザーに提出されるまでの活動）を含む。
- **日本企業への影響**：第1条に該当しない場合、またはドイツ国内には事業所を持たない日系企業であっても、第1条に該当する規模の在独企業との**直接・間接取引**があれば、当該在独企業から**リスク管理**や**情報提供**を求められる可能性がある。

（出所）ドイツ連邦政府発表資料、ビジネス短信から作成

2 注意義務の主な内容

- **リスク管理体制の確立**（人権に関する社内の監督責任者の明確化など）
- **定期的なリスク分析**
- **方針書の策定と公表、予防措置の定着、是正措置**
- **人権侵害に関する苦情処理の仕組み構築**
- **報告書の作成と公表**（事業年度ごとの報告書の作成、ウェブサイトでの公表）など

3 企業への適用・対応事例

- 連邦労働・社会省（BMAS）が**サプライチェーン・デューディリジェンス法に関するQ&A**を公表。
- 2023年11月、連邦経済・輸出管理局（BAFA）が間接的影響を受ける**中小企業向けのQ&A**、**ガイダンス**も公表。
- サプライヤーに適用する「**持続可能性レーティング**」の導入（フォルクスワーゲングループ）
- パートナー企業への「**人権憲章**」の適用や、第三者機関による**定期的な監査**の実施（化学・医薬品メルク）

6 | オランダ

- **児童労働注意義務法**が2019年10月に成立したが、2024年10月時点で施行日は未定。施行後、6カ月以内に当該企業が適切な注意義務を行ったとする**表明文を提出**することを**義務付け**。
- 2021年、超党派グループが**責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案**を国会提出。サプライチェーン全体にわたる調査、毎年の表明文の提出を義務付け。同法案の修正案を2023年1月に下院に再提出、2023年9月に追加修正を加え、2024年10月時点で下院審議中。これが**EUのCSDDDに対応する国内法**となる見込み。

1 児童労働注意義務法

- 児童労働の撤廃に向けた**児童労働注意義務法**が2019年10月に設立。施行日は未定。
- **対象**：オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全企業（日本企業含む）。
- 施行から6カ月以内に適切なレベルのデューディリジェンスを行ったことを示す**表明文の提出**を**義務付け**。
- 違反の場合は**罰金**や役員に対し2年以下の懲役も。

2 責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案

- 2021年3月、超党派グループが広範囲な人権DDを含む**「責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案」**を提出。
- 2021年12月、新政権による連立合意書に、広範囲な人権DDを含む**「国際的な企業の責任あるビジネス行動（RBC）に関する法制化を推進」**と明記され、オランダ政府は人権DD法案を推進することを表明。
- 2023年1月、**「責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案」**の修正案を国会に提出。2023年9月、同法案にEUのCSDDD案に沿った追加修正が加えられ、2024年10月現在審議中。

3 責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案の内容

- **規制対象**：奴隷労働、児童労働、不当労働、人身取引、差別、環境被害など
- 企業には、サプライチェーンにわたっての**調査**と、毎年規制当局へ**表明文を提出**することが義務付けられる。
- 違反企業に対する懲罰は企業に対して罰金の形で行われ、起業家や従業員個人に対する懲役刑はない。

(出所) オランダ議会資料等から作成

4 今後の見通しと企業への適用・対応事例

- 責任ある持続可能な国際ビジネス行動法が成立すれば、児童労働注意義務法は無効となる。
- EUのCSDDDの施行を受けた国内法制化作業は責任ある持続可能な国際ビジネス行動法が可決、成立すれば完了する見込み。
- オランダ企業が人権デューディリジェンスに関して出したコメントは、人権団体IDVOのウェブサイトで紹介されている。

7 | イタリア

- **法人・企業・協会の行政上の責任法**（2001年）により、企業などによる違反・違法・犯罪行為に対し、行政上の責任を追及し制裁を科す。
- **企業と人権に関する国別行動計画書2016－2021年**では、中小企業における人権デューディリジェンス・プロセスの推進など6つの優先事項をまとめ、**企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年**では、人権デューディリジェンスに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項を挙げた。
- **EUのCSDDDの施行**により、2026年7月までに国内法制化が行われる見込み。

1 法人・企業・協会の行政上の責任法

- 規制対象行為は、**労働安全衛生規則違反による過失致死傷罪**または**重度の傷害罪**、**環境に対する犯罪**、**人種差別**など。
- 大企業などが**開示義務**を負う**非財務情報**に**人権尊重対策**をカバーすることが定められている。
- 日本企業も対象となる可能性あり。

3 企業と人権に関する国別行動計画書

- 2016年、人権省庁間委員会（CIDU）が、**企業と人権に関する国別行動計画書2016－2021年**を策定。中小企業における人権デューディリジェンス・プロセスの推進など、6つの優先事項をまとめた。
- 2021年、**企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年**を策定。人権デューディリジェンスに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項を挙げた。

（出所）イタリア政府発表資料、官報などから作成

2 EUの非財務情報開示指令を国内法化

- 大企業の**非財務情報開示義務**（2016年）。
- **対象企業**：貸借対照表の合計が2,000万ユーロ超、または販売およびサービスからの純売上高が4,000万ユーロ超の事業年度の従業員が500人超の大企業。
- 開示情報として、**環境・社会・人材の課題・人権の尊重・腐敗への対策**をカバーすること。

4 今後の見通し、企業への適用・対応事例

- イタリアの上場企業の非財務情報に関する報告書は、イタリア証券取引委員会（Consob）のウェブサイトで見覧可能。
- EUのCSDDDの施行を受けて、**2026年7月までに国内法制化**が進められる見込み。

8 | スペイン

- 2015年の刑法改正により、法人が従業員やビジネスパートナーによる**人権侵害罪の刑事責任を問われることとなった**。国外企業であっても、スペインに拠点を持つ法人関係者による犯罪について、**当該法人に刑事責任が及ぶ場合**も（人権侵害を未然に防止する内部統制システムを整備・実行済みの場合に限り免責あり）。
- 2018年の**非財務情報開示義務**により、自社の人権デューディリジェンスモデルや人権侵害に関わる苦情件数の報告を義務付け。2021年から対象企業拡大。
- **EUのCSDDDの施行**により、2026年7月までに国内法制化が行われる見込み。

1 非財務情報開示義務

- 2018年の**非財務情報開示義務（NFRD国内法）**により、従業員500人超の大企業に人権デューディリジェンス情報や人権侵害に関わる苦情件数の**報告を義務付け**。
- 2021年度（2022年報告分）から、対象企業をほぼすべての大企業に拡大。ただし、親会社が所在国でスペインが求める非財務情報開示を行っているグループ企業の子会社（日本企業含む）は対象外。

3 人権DD義務付け導入の動き

- 2022年2月～3月に、国内企業および同国内で事業展開する多国籍企業による**バリューチェーン全体における人権・環境に関するデューディリジェンス実施**を盛り込んだ法案の**パブリックコンサルテーション（公開諮問）**を実施。その後動きはない。

2 非財務情報開示義務の対象企業

- 従業員500人超のすべての企業
- （2021年度分から拡大）①従業員250人超の上場企業（中小企業除く）、および②総資産2,000万ユーロ超または過去2年以上に純売上高4,000万ユーロ超のいずれかの基準値を満たす企業。
- 対象企業数は約3,000社。

4 今後の見通し、企業への適用・対応事例

- 現時点では、在スペイン企業が国内・国外のサードパーティーによる**人権侵害の刑事責任を問われた事例はなし**。特にアパレル大手企業は海外の契約工場における劣悪な労働条件や人権侵害が問題視されがちだが、いずれもサプライヤー選定にあたり**人権コンプライアンスを重視し、情報開示**を行う傾向にある。
- 企業持続可能性報告指令（CSRD）の国内法は閣議承認間近。中小上場企業などが新たに義務対象となるため、対象企業数は5,500社以上となる見通し。
- CSDDDの国内法制化が2026年7月までに行われる見込み。

9 | ノルウェー

- 2015年、ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）の策定・公表。2017年から**非財務情報開示**を求める。
- 2021年、**企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）**が成立。2022年7月1日施行。

1 ビジネスと人権に関する政府の取り組み

- 2015年10月、**ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）**の策定・公表。
- 2017年、会計法改正。大企業に、環境、ジェンダー平等、人権尊重、適正な労働環境などの社会的責任に関する**非財務情報の開示**を求めた。
- 2021年4月、政府は法案「企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律」（透明性法）を議会に提出。

3 透明性法の対象企業と罰則

- **国内企業**：ノルウェー国内に所在し、国内外で商品サービスを提供する大企業。
- **外国企業**：ノルウェー国内において物品・サービスを提供し、ノルウェー法の下で納税義務のある外国籍の大企業。
- **罰則**：事業活動の制限、罰金、差止命令等が出される可能性。明らかな違反行為以外には、ガイダンスを通して指導する方針。

（出所）ノルウェー政府発表資料などから作成

2 透明性法

- **企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）**が、2021年6月成立。2022年7月1日施行。
- OECD多国籍企業行動指針（OECD行動指針）に従って**人権及びディーセント・ワークに関するデューディリジェンスを実施し、その内容の説明・公表、情報開示要求への対応を義務付け**。

4 企業への適用・対応事例

消費者庁による情報発信

- 透明法の解釈に関する**ガイダンス**（英語）
- デューディリジェンス評価の6つのステップ（ノルウェー語）
- 透明性についての解説動画（ノルウェー語）

企業による人権の取り組みの発信例

- ヘリーハンセン（Helly Hansen）（アパレル会社）：「**ヘリーハンセン・サステナビリティ**」

10 | スイス

- 2022年1月、**紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令**が施行され、2023年1月から**報告義務**の適用開始。
- 上記のほか、スイスでは、非財務情報の開示、企業の透明性、雇用機会の均等化をはじめとする、企業に対するESG関連の規制が整備されている。

1 ビジネスと人権に関する政策・規制動向

- 2022年1月、**紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令**が施行。**2023年1月から報告義務適用**。

主な義務内容：

- (1) デューディリジェンスの実施
 - ・ 紛争鉱物および/または児童労働に関するサプライチェーン方針の策定
 - ・ サプライチェーンにおけるトレーサビリティシステムや苦情処理措置の構築
 - ・ リスクマネジメント、など
- (2) デューディリジェンスに関する報告

罰則：違反した場合、内容に応じてスイス刑法に基づき、10万スイス・フラン以下の罰金の可能性。

(出所) スイス連邦政府資料、ビジネス短信などから作成

2 デューディリジェンス施行令の対象企業

- スイスに拠点を構える企業・個人などが、(1) サプライチェーンを通じて直接的・間接的に、紛争地域や高リスク地域を起源とする鉱物や金属を所有し、その出荷・処理・最終製品の加工に関与している、または、(2) 児童労働を利用して製造・提供されたと疑うに足る合理的な根拠がある製品・サービスを提供している場合(免除規定あり)。

3 企業への適用・対応事例

対応事例：

- ノバルティス(製薬)
ESG特集ページを設置し、関連する方針や取り組み状況を紹介。
- リンツ(食品・チョコレート)
サステナビリティ特集ページを設置し、サステナビリティに関する方針や年次報告書等を公表

11 | 米国

- **米国では、2022年6月に人権に関する輸入規制「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」が施行。**中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品等を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止。2024年7月までにUFLPAに基づき35億ドル相当の9,475件の貨物が差し止め。
- **人権侵害に加担した個人・企業に対しては輸出管理や経済制裁も。**米国が関与するFTAなどでは人権保護や競争条件平準化の観点から労働者の権利の保護義務を課す条項が盛り込まれる。

1 強制労働製品の輸入禁止

- 外国で強制労働を利用して生産された物品の輸入を禁止する「1930年関税法307条」を根拠法に、UFLPAは**中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品等を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止。**
- 執行金額では東南アジア各国が中国を上回り、中国のみならず**第三国経由の輸入にも執行**が及ぶ。

3 人権保護を理由とした輸出管理・経済制裁

- 米国は輸出管理や経済制裁を安全保障政策上のみならず、人権の尊重や法の支配といった民主主義の基本的価値観を国際的に擁護・推進する外交政策上の手段としても活用。
- **人権侵害に加担した疑いのある企業・個人を輸出管理の対象となる事業体リスト（エンティティ・リスト）や、資産凍結や取引禁止など経済制裁の対象となる事業体リスト（SDNリスト）に随時追加。**

2 輸入規制の“抜け穴”塞ぐ法改正を議論

- 通関手続きが簡素化される少額貨物の特例制度（デミニミスルール）が、強制労働などによって生産された物品輸入の抜け穴となる懸念から、政権・議会双方でデミニミスルールの法改正の動きが活発化。
- **バイデン大統領は2024年7月に議会に対して法改正を要請。**議会では少額貨物の通関時の情報収集を強化する法案など複数の改正法案が提出されている。

4 貿易協定上の労働問題解決の仕組み活用

- **米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）で「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」**を創設。RRMを通じて、2024年8月までに米国からメキシコ政府に対し計27件の申し立て。日系企業の運営する工場での労働権侵害の事案も（いずれも解決済み）。
- インド太平洋経済枠組み（IPEF）でも労働問題解決の仕組みが設けられ、具体的な運用方法が注目される。

12 | カナダ

- カナダ政府は2020年7月、**米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)** の発効に合わせて、**強制労働によって生産された物品の輸入を禁止**。
- 2024年1月には、一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、**サプライチェーンにおける強制・児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置を連邦政府に報告**するよう義務付ける法律が施行。

1 強制労働により生産された物品の輸入禁止

- カナダ政府は2020年7月、USMCAの発効に合わせて、**強制労働によって生産された物品の輸入を禁止**する規定を国内法に反映。
- 具体的には、関税定率法第136条で定められている輸入禁止品目に「全体または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品」を加えた。
- 2024年1月には、サプライチェーン法（右記参照）に基づき、**輸入禁止品目に児童労働によって生産された物品も追加**。
- 現地報道によると、カナダ国境サービス庁は2021年11月3日までに、「全部または一部が強制労働によって製造または生産された」という理由で、中国からの女性用および子供用衣料品をケベック州で押収した。関税定率法第136条に基づく**強制労働を理由とした輸入品の押収は初**とされる。

2 強制労働リスクに関する報告を義務付け

- 「**サプライチェーンにおける強制労働・児童労働との闘いに関する法律を制定し、関税率を改正する法案**」が2023年5月に可決、**2024年1月に発効**。
- 同法は、特定の政府機関や民間企業に対し、**自社または自社のサプライチェーンで強制労働または児童労働が使用されるリスクを防止・低減するために取られた措置などを毎年5月末日までに連邦政府に報告する義務**を課す。
- 対象は（1）カナダ証券取引所に上場している事業体、（2）カナダに事業所を有し、資産額、収益、従業員数に関する一定の条件を満たす事業体のいずれかであって、（ア）カナダまたはその他の地域で物品を生産、販売または流通する事業体、（イ）カナダ国外で生産された物品をカナダに輸入する事業体、（ウ）（ア）または（イ）に記載された活動に従事する事業体を管理している事業体のいずれかに該当する事業体。

13 | メキシコ

- **メキシコでは、2023年2月に強制労働により生産された商品の輸入を禁止する経済省令が公布。**
2023年2月17日付官報公布経済省令に基づき、同年5月18日以降、強制労働（児童労働を含む）により生産された商品の輸入は禁止される。
- **米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく、特定事業所における労働権侵害をめぐる紛争解決メカニズム（RRM）の適用が進む。**
2021年5月～2024年8月までに27件の労働権侵害が米国から提訴。

1

強制労働製品の輸入禁止

- 2023年2月17日付官報公布経済省令は、関係者からの告発に基づき、**労働社会保障省（STPS）が外国政府の当局などと協力して調査を行い、強制労働により生産されたと判定された場合は、メキシコへの輸入を禁止する対象リストに加えるプロセス**を定めている。
- 対象リストは、労働社会保障省のウェブサイトで公開され、**税関では同リストを基に輸入の差し止め**が行われる。
- 外国当局からの要請による調査や、STPSが自ら職権で行う調査も可能である。
- メキシコが同措置を導入した背景には、USMCAがある。**USMCAの第23.6条は、加盟国が強制労働により生産された製品の輸入を禁止することを義務付けているが、メキシコには強制労働により生産された製品の輸入を禁止する効果的な枠組みが存在しなかった。**
- しかし、導入から1年以上経った**2024年8月末時点でも、強制労働で生産された商品のリストは公開されていない。**

2

USMCAの枠組みで労働権侵害対策が進む

- USMCAの紛争解決の章（第31章）の別添31-A及び別添31-Bとして、労働者の**結社の自由と団体交渉権**に関する権利侵害のみを扱う「**事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）**」と名付けられた、**特定の事業所を対象とした紛争解決メカニズム**が創設された。
- RRMの特徴は、労働権侵害を疑うに足る事実がある場合、**相手国政府ではなく、特定の事業所に対して適用される**ことにある。特定事業所の権利侵害が確認された場合、当該事業所の輸出品に対する**特惠関税の否認や制裁金の賦課**などが行われる。
- RRMの活用は2022年末までは5件にとどまっていたが、**2023年以降加速度的に適用が増え、2024年8月末までに合計27件が米国政府により提訴**されている。
- 大半の事例では、**企業側のイニシアティブによる労働者の声を反映しない既存労働協約の再承認、または新興労組が企業との間で労働協約の締結を求める動きを企業側が阻害する行為**などが問題視されている。

14 | オーストラリア

- 2019年1月1日に**現代奴隸法 (Modern Slavery Act 2018)** が施行。同法は、被害者搾取の手段として威圧や脅迫、だましなどを用い、人の自由を侵害する現代奴隸 (modern slavery) に対応するもの。**日系企業も適用対象になり得る**。適用企業はリスク評価の手法などを報告する義務がある。また、連邦政府は、政府の取り組みを補完する独立組織「**オーストラリア反現代奴隸委員**」を2024年6月に設置。

1 日系企業が対象になる場合も

- **現代奴隸法**の対象は、国内・外国企業を問わず、豪州国内で事業を行う企業などで、その傘下にある事業体を含む年間収益が1億豪ドルを超える会社、信託、パートナーシップ、個人事業、投資組合、NPOを含む事業体。
- **ニューサウスウェールズ州 (NSW)** は、2022年1月1日に州法を施行。州法に基づく報告義務はないものの、年間収益が5,000万豪ドルから1億豪ドルまでの企業については、連邦法に基づく自主的な報告を奨励。2024年6月、NSW州はCode of Conductを更新し、**サプライチェーン内の全ての企業が現代奴隸に関連した製品を供給しないよう合理的な努力を払うよう企業に求めることとなった**。

3 報告先、提出期限および罰則

<報告先>

対象企業は報告書を連邦内務省のオンラインサイトに登録・提出する。内務省の The Modern Slavery Statements Register のデータベースに取り込まれ、一般公開される。

<提出期限>

2019年1月1日以降に開始する各企業の会計年度の終了から6カ月以内。例：会計年度が6月末の企業は、2019年7月1日から2020年6月30日までの期間にかかる報告書を、2020年12月31日を期限として提出。

<罰則>

義務違反についての罰則はないが、適正な報告書の提出義務を怠った企業については、不適正事項の説明要求、所定の軽減措置の要求、事業体の名称を含む違反行為に係る事項を公表する権限を内務大臣に与えている。

2 リスク評価の手法と軽減措置を義務化

- サプライチェーンとそのオペレーションにおける現代的な奴隷制度の存在について調査し、**リスク評価の方法とその軽減措置について毎年報告することを義務付け**。
- 以下の①から⑤が報告要件。
 - ① 組織の詳細、事業運営 (operation) とそのサプライチェーン
 - ② 当該企業ならびにその企業が所有または支配する事業体の企業運営上の現代奴隷のリスク
 - ③ 当該企業のサプライチェーンに存在する現代奴隷のリスク
 - ④ リスクの分析・評価と現代奴隷への対処措置、また当該措置の有効性に関する分析・評価
 - ⑤ 当該企業が所有または支配する事業体との協議プロセス

4 現代奴隷法の順守支援組織を設立

- 2024年6月設立。
- 政府、企業、市民社会やコミュニティと協力し、**現代奴隷法の遵守支援、サプライチェーンにおける透明性の向上、国内外における現代奴隷制との闘いの支援**を行う。
- **被害者等への関与や支援、企業に対して事業やサプライチェーンにおける現代奴隷リスクへの対処を支援、社会における認識の向上・教育**を行う。

5 連邦政府への報告件数 (2024年9月5日時点)

- 登録企業数：1万7,979社
- 報告書提出数：1万637件 (義務的報告)、683件 (自主的報告)
* 日系企業の提出は210社。

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240021>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課
米州課
アジア大洋州課

欧州課：



03-3582-5569（欧州課）



ORD@jetro.go.jp（欧州課）

米州課：



03-3582-5545（米州課）



ORB@jetro.go.jp（米州課）

アジア大洋州課：



03-3582-5179（アジア大洋州課）



ORF@jetro.go.jp（アジア大洋州課）

共通：



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載